

ルソーにおける所有権の政治化について

Sur la politisation du droit de propriété chez J.-J. Rousseau

落 合 隆

要 旨

本稿では、ルソーが土地所有権をロックのように自然法に基礎づけるのではなく、ボダンらの議論を進めて主権者の定める法律により確立されるものとして政治的争点化したことを明らかにし、その意義を考える。ルソーはロックを批判して土地所有権を脱自然化したことによって、まず、現にある所有権を、他人を支配する手段となり、不平等や諸悪をもたらす原因となったとして批判することが可能となった。そして、正義と平和の規則である自然法に違背しない所有権、すなわち社会の中で自らの労働で生存と独立を確保するための条件となるべき所有権をうち立てることを可能とした。ルソーにおいては、生存の必要という「ある」ことの論理が、所有という空間を「もつ」ことの論理を厳しく囲っている。しかし、主権者人民が現にある人間からあり得べき法をつくるとするとき、ルソーは、今はまだないがあり得る時間を「もつ」という、所有のもう1つの次元を拓いている。

キーワード

ルソー、ロック、ボダン、所有権、主権

1. ルソーにおける所有をめぐるアンチノミー：所有は社会的
不平等や諸悪を人類に招き寄せてしまったが、所有を権利
として保障することによってしか政治社会は成立しない

「ある土地に囲いをして『これはおれのものだ』と言うことを思い
つき、それを信ずるほど単純な人々を見出した最初の人間が、政治社

会の真の創立者であった。杭を引き抜き、あるいは溝を埋めながら、『こんな詐欺師の言うことを聞くのは用心したまえ。果実が万人のものであり、土地が誰のものでもないことを忘れるならば君たちは破滅なのだ』と同胞たちに向かって叫んだ人があったとしたら、その人はいかに多くの犯罪と戦争と殺人と、またいかに多くの悲惨と恐怖とを、人類から取り除いてやれたことだろう」(OC Ⅲ, p. 164, 全集 4 巻232 頁)。

これは、ルソー Jean-Jacques Rousseau (1712-78) の『人間不平等論 *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*』第2部冒頭の有名な箇所である。土地所有が人類に不平等や対立や争いをもたらし、さまざまな悪を招き寄せてしまったのである。政治社会はそのような所有を固定化し永続化するためにつくられたのだと、ここでルソーは厳しく断罪している。

しかし、他方、『エコノミー・ポリティーク論 *Discours sur l'économie politique*』では、「所有 *propriété* は市民社会の真の基礎 *fondement* であり、市民たちの約束の真の保証人である」(OC Ⅲ, p. 263, 全集 5 巻87頁) と述べる。さらに『国家学概論 *Institutions politiques*』「断簡」の中で次のように言う。「すべての市民的権利 *droits civils* は所有権 *droit de propriété* に基礎を置くので、後者が廃されるや否や他の権利も生き残れはしないであろう。もはや正義は幻想でしかなく、統治は暴政となろう」(OC Ⅲ, p. 483)。

前者の所有は、歴史の中に生じ働いてきた所有である。ルソーは事実として起こったであろう所有の「起源 *origine*」に遡り、そこから現在まで所有が展開してきたであろう過程をたどる。後者の所有は、政治社会を成立させるための正当な「根拠ないし基礎 *fondement*」となる所有である。ルソーにとっては、支配も隷属もつくらず悪を呼ばない、むしろ生存と独

立を保証する条件となる所有を正当な権利として確立することによってしか、またそのような所有権を設立する国家を歴史の中にうち立てることによってしか、所有のアンチノミーは解けない。ところで、そのような悪をもたらさない所有とはどのようなものか、そのような所有を保障する国家を実現することはどのようにして可能なのか。

さて、これらの問いに答えるためにもまず、ルソーは所有や所有権をどうとらえていたのかを、彼が検討し論争した当時の議論に即しながら探っていくことにしよう。

2. 所有の観念は自然状態において徐々に発達するが、 自然状態に土地所有権はない

ルソーは、『人間不平等論』の執筆においてロック John Locke (1632-1704) を強く意識し、彼の1つ1つの議論はとくに名指ししていなくともロックへの反論となっている¹⁾。

ロックは、政治社会の基礎を説明する前提として、自然状態を置く。しかし、これは、自然状態を歴史的に存在した事実として提示しているというよりは、現実の政治社会を説明するための論理的な前提として設定していると言ったほうがよい。はっきり言えば、現実にある政治社会を正当化する理由を後付けで自然状態に読み込もうとしているのである。ルソーは『人間不平等論』で、ホッブズ Thomas Hobbes (1588-1679) について「彼は、未開人の保存のための配慮の中に、不当にも、社会の産物であって、そのために法律が必要となった多くの情念を満足させたいという欲求を入れた」(OC III, p. 153, 全集4巻221頁) と指摘する。ロックも、自然状態に既に発達した理性と国家なき社会の存在を認めて、個人の「所有 property」が権利として成立していたと考えるのである。

ロックは、『統治二論 *Two Treatises of Government*』第2篇第5章「所有

について」で次のように説明する。自然状態において、「理性の法 law of reason」である「自然法 law of nature」が存在する。自然法は、人類に、自己保存のために必要な飲食物や衣類や住居などに対する権利を認める。しかし、神が人類に生存のために与えた大地とそこにあるすべてのもののうち、どのようにしていくつかの部分が個人の所有に帰するのか。自然法の教えるところによれば、個人は自己の身体をもち、彼の身体の労働とその成果は彼のものとなる。「自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から、彼が取り去るものは何であれ、彼はこれに自分の労働を混合し、またこれに何か自分自身のものを付け加え、それによってそれを自分の所有物とするのである」²⁾。このようにして、獲得した果実や動物ばかりでなく、開墾し耕作した土地についても所有権は拡がる。そして、この労働は彼に属するものの労働であればよいのであって、「私が他人と共有権をもっているいずれかの場所で、私の馬が食べた草、私の召使いが刈った芝生（中略）は誰の指示や同意もなしに私の所有物となる」³⁾。

しかし、所有権には、人が享受できるまでという限界があることをロックは認める。自然の腐敗や破壊に委ねられる部分は彼のものではない。逆に言えば、「物が損なわれないうちに何かの便宜のために人が利用できるかぎり、誰でも自分の労働によって所有権を定めてよいのである」⁴⁾。ロックはここで必要のためとは言っていない。財は何かの便宜のために利用できればよいのである。つまり、もし腐敗したり消耗したりしない黄金色の金属が財となれば、所有の蓄積に対する自然法の制約は免れることができる。ロックは新大陸を念頭に置きながら、未墾地は人類に豊富に残っており、開墾すれば増加した以上の人口を養うことができると言う。労働によって新たに価値が生まれるのである。「土地を囲い込み、10エーカーの土地から、自然のままに放置された100エーカーの土地から取れるより多くの衣食住の便を取る人は、まさしく90エーカーの土地を人類に対して与

えることになると言ってよいであろう」⁵⁾。さらには「もしそれら（労働を加えて自己の所有に入った自然——筆者註）が彼の手中にある間に適当に利用されず朽ち果ててしまったら（中略）彼は万人に共通な自然の法に背いたことになり、処罰されねばならなかった。すなわち彼は隣人の分け前を侵害したことになるのである」⁶⁾と述べる。ローマ法以来、労働は無主物 *res nullius* を所有する根拠として認められていた。ロックは進んで、たとえ先占者がいたとしても有効に利用されていない土地については、自然法により入植者は投下した労働を根拠に新たな所有者となってよいとする⁷⁾。

たしかに勤勉さや工夫の度合いに応じて貧富の差は生じるであろう。しかし、未墾地は人類に開かれているのだから、貧富の差が人々の間に支配や隷属を生むことはほとんどないであろう。しかし、貨幣が発明されて以後、各人は自分や家族の生存に必要とする以上のものを得ようとして、より良い所有物をめぐる争いが発生する。各人は当事者でありながら、判決を下す裁判官であり、判決の執行官でもある。公正な判決やその完全な執行は期待できない。そこで、各人は、明文化された法律に従い裁判を行い、判決を執行する共通の権威をもつ「政治社会あるいは市民社会 *political or civil society*」に入る必要を感じる。各人は「契約 *compact*」を通して「共同体 *community*」に結合する。そして、共同体は、個人の所有の保全と調整という目的のために、各人のもつ力や判断をまとめて、共通の法律をつくる議会や君主に信託する。立法部と雖も被治者の生命・身体・自由・財産を侵すことはできない。万が一議会や君主が最初の信託に背けば抵抗する権利を共同体はもつのである。

さて、ルソーは『人間不平等論』において、「多くの者たちが飢えて必要なものさえこと欠くというのに、一握りの者たちが有り余るほどの財に溺れているのは、どう定義してみても自然法に反しているのは明らかである」(OC III, p. 194, 全集4巻263頁)と述べる。人口の大多数を占める財産を

もたない民衆の立場から社会を見ると、目の前には不平等の拡大と固定があった。ルソーの場合、ロックと異なり、現にある社会を弁証するために自然法はあるのではない。むしろ批判するためにある。ルソーも自然状態にまで遡るが、彼にとって自然状態とは、「われわれの現在の状態をよりよく判断するためには必要であるような状態」(OC Ⅲ, p. 123, 全集 4 巻191頁)であり、現在の社会がいかにそこから離れたかを測るためにある。その際、人間精神は社会の関数であって、理性や情念は条件が与えられて徐々に発達し展開することに留意しなければならない。ここでルソーは、モンテーニュ Montaigne (1533-92) をはじめとするモラリストの観察眼を引き継ぎ深化させていると言える。

『人間不平等論』では、社会的不平等は自然状態にあったか、なければいつどのように生まれたのか、が問われる。この考察に当たり、ルソーはまず、他の動物の観察、人間の幼年期への観察、そして当時新大陸などからもたらされていた狩猟採集の生活を送りまだ政治社会を形作らない民族についての報告などをもとに、自然状態を推測する。方法モデルとして挙げられるのが、「われわれの自然学者たち nos Physiciens が世界の生成について日々行っている推理」(OC Ⅲ, p. 133, 全集 4 巻200頁)である。当時の、地層や化石を研究して地球の形成の歴史を推測する地質学をルソーは念頭に置いていたと思われる。積み重なる地層に、地質学者たちは遠大な時間の変遷を空間的に見ようとする。

『人間不平等論』第1部によれば、自然状態では、人間理性は発達しておらず、他の動物ももつ「自己愛 amour de soi-même」と、自分に似た同類に感情移入して他者の苦しみを自己の苦しみと感じる同情 commisération である「憐憫の情 pitié」がある。これらに基礎を置いて、「本来の自然法 le droit naturel proprement dit」が機能していた。ルソーにとっても、ロックと同じく自然状態はホブズズのような「万人の万

人の闘争である」戦争状態ではないが、それはロックと異なり自然人に理性が働くからではない。自己愛は目下の自己保存への配慮でしかなく、その自己愛も憐憫の情によって中和されているからである。人類はまだ社会を形成せず、同類との遭遇も稀である。所有の観念は未発達であり、自己保存に必要な動植物を含む自然は人類の用に等しく供せられている。

さて、人類が徐々に増え、地上に拡がり、さまざまな環境へ適応を迫られる中で、人間に眠っていた「完成可能性 *perfectibilité*」は止め装置が外される。人間は自分を他の動物と比較し、他の動物の生きる巧みに学んで、生存の確率を高めていく。理性の発達が始まる。他方、同類は接近していき、家族が形成され、家族同士の間では若い異性たちがひかれあうようになる。自己が他者にどう映るかが気になり始め、自己愛は、自己の「存在 *l'être*」というよりも他者の目に見える自己の「外見 *le paraître*」を愛する「自尊心 *amour-propre*」に変質していく。自尊心とともに、自己を同類と比較し、自己を優先させようとしてさまざまな工夫が行われ、理性はその力を増していく。一種の私有財産も生まれ始めて、同類の間に争いも起こる。しかし、長続きはしない。他の場所で争いの原因となった同じようなものを求めれば良いのだから。そして、私有の対象は、せいぜい家族の住居までであって、それを超え出すことはなかった。

この時期、家族の成立やある種の私有財産の導入という「最初の革命 *première révolution*」が人類に起こっていた。しかしこれは、未開人と言われる人々の間でまだ見られて、「原始状態の暢気さと、われわれの自尊心の手に負えない活動とのまさに中間を占めていて、最も幸福で最も永続的な時期だったに違いない」(OC III, p. 171, 全集4巻239頁)。また「世界の真の青年期」とも、ルソーは言う。それでも自尊心が成長するにつれて、自己愛と憐憫の情の上に成り立つ本来の自然法は次第に実現困難になっていく。その代わり理性の発達により、人間はようやく「推論された自然

法 le droit raisonné⁸⁾」を垣間見ることが可能になってくる。しかし、公平を指向する「推論された自然法」は、自己を優先させようとする自尊心によってすぐに眩まされ隠されてしまう。

さて、理性が発達し、播種と半年後の収穫が結びつくようになって土地の耕作が始まる。より広い土地の耕作を可能にする鉄製農具が発明され、耕作者は鍛冶職人から鉄の農具を入手するためにもより多くの生産に励むようになる。農業と冶金という「大きな革命 *grande révolution*」とともに、それまでなかった土地に対する所有の観念が生まれる。所有の起源として、ルソーは「占有 *possession*」に行き着く。さらにその占有の開始として『人間不平等論』で挙げるのは、「これは私のものである *Ceci est à moi*」という宣言、それを他者に明示するために行う杭打ちや溝掘りによる土地囲い込みである。この宣言は『社会契約論 *Du contrat social ou principes du droit politique*』第1篇第9章では、スペインの探検家バルバオが行った国王の名による新大陸の占拠にまで拡大される。ただ占有はそれだけでは不確実で、不安定である。『人間不平等論』第2部の冒頭に掲げるように、もし「土地はもともと誰のものでもなかったのではないか」という抗弁があったとすれば、占有者はそれに反論できない。しかし、実際はそのような抗弁はなされることなく、最初の占有者が現れると、周囲の者たちは同じように土地の囲い込みを始めたのであった。地球の地表面積には限界があるので、最終的に占有された土地同士が隣接し合うようになる。境界線をめぐって争いが起こり、占有に与れなかった者からの攻撃に、すでに占有している者は常にさらされるようになる。占有は実力によらない限り維持できないのであって、自分より強い力による略奪や征服が行われれば、それには譲らざるを得ない。

さて、この事実上の所有が、結局、住民の間に不平等と支配-隷属の関係を生む。「彼は富んでいれば同胞の奉仕が必要であり、貧しければその

援助が必要なのである」(OC Ⅲ, p. 175, 全集 4 巻243頁)。そして、相互に他を求める一方で、争いはますます激しくなっていく。そうなったとき、富者は自分の財産を安全にするために、隣人たちに戦争状態の悲惨さを振り返らせた後、次のように提案する。正義と平和の規則をうち立てる共通の最高の権力のもとに、「各人に属するものの所有を各人に保障するために団結しよう」と。しかし、これは、既に設けられていた占有のみならず、その延長上にある不平等や支配 - 隷属関係に改めて国家の承認を与えるものであった。つまり、悪をなくすと言って悪の原因をつくり、戦争状態を解消すると言って戦争状態を潜在化し永続化した。「社会と法律は、弱い者には新たな拘束を、富める者には新たな力を与え、自然の自由を取り返しのつかないまでに破壊し、私有と不平等の法律を永久に固定し、巧みな横領を取り消すことのできない1つの権利として、若干の野心家の利益のために、以後全人類を労働と隷属と悲惨さに屈従させたのであった」(OC Ⅲ, p. 178, 全集 4 巻246頁)。そして何よりも、このような国家と所有権の設立は自然法に反するものであった。『人間不平等論』でルソーは、既に広い土地をもつごく一部の者が、圧倒的多数の土地を僅かしかあるいは全くもたない「あぶれ者たち *surnuméraires*」に対して行った団結の呼びかけは、「自然法が自分とは逆の立場にあればあるだけ、自分に好都合な格率」(OC Ⅲ, p. 177, 全集 4 巻246頁)であったと説明する。

3. 主権者は国土を領有し、その領土の中に被治者の土地所有権を設定する

ルソーが見ている社会的不平等は、所有の起源からの結果であり、ロックの弁証しようとしたことの真の結末である。それでは、市民社会の基礎となり社会的不平等をもたらさない所有とは何であろうか。権利として保障される所有、つまり所有権 *droit de propriété* の根拠が問われる。ルソー

によれば、土地所有権は自然権ではない。なぜならば、定住せず個人の土地所有を知らない民族もあり、人類に不可欠の権利ではないからである。所有権は、実定法によって、つまり、立法権をもつ主権者によって設立される外ない。ルソーは、いつも所有権を法律と一対のものとして語る⁹⁾。

まずルソーは、主権者が全国土を領有する権利を、個人がもつ土地所有権と区別する。『エミール *Émile ou de l'éducation*』では、「人格について自然的自由を市民的自由と比較したあとで、私たちは財産について所有権 *droit de propriété* を主権者の権利 *droit de souveraineté* と、すなわち個人の所有 *domaine particulier* を（国家による——筆者註）上級の所有 *domaine éminent* と比較しよう」（OC IV, p. 841, 全集 7 巻 327 頁）と述べる。『社会契約論』第 1 篇第 9 章（章題 *Du domaine réel*）では、次のように言う。「ペルシア人の王、スキタイ人の王、マケドニア人の王と名乗った古代の君主たちは、自らを国土の主人というよりはむしろ人間たちの主人と見なしていたようである。今日の国王たちは、もっと巧妙に、フランスの国王、スペインの国王、イギリスの国王と名乗っている。このように土地を掌握することで、彼らはその住民たちを掌握していることを確信しているのである」（OC III, pp. 366-7, 全集 5 巻 128-9 頁）。そして、この直前では、「個人の土地がまとめられて、相互に接続して、公の領土となるのはどうしてなのか、また主権が被治者から彼らの占有する土地へと拡大されて人に対する権利であると同時に物に対する権利になるのはどうしてなのか」と自問している。ルソーは、主権者の土地領有は個人の土地所有と両立し、主権者が個人の土地所有を権利として保障するが故に主権は被治者に受け入れられると考える。彼はこれを、ボダン *Jean Bodin* (1529/30-96) らの王権を弁護した法学者たち *les légistes royaux* から学んでいると思われる¹⁰⁾。

ボダンは、16世紀の宗教戦争の時代にあつて、カトリックとプロテスタントの間の死闘を乗り越えるべく、すべての宗派に超然せんとする国王の

権力を擁護するポリティーク派に与して、ローマ法に拠りつつ主権理論を練り上げていった。彼は『国家論六篇 *Les Six Livres de la République*』において、セネカ Seneca の『恩恵について *De beneficiis*』（Ⅶ, 4&5）を引用する。「すべての物に対する支配権は王に属し、すべての物に対する所有権は個人に属す *Ad reges potestas omnium pertinet, ad singulos proprietas*」
 「王はすべての物を（公的）支配権によってもち、個人は（私的）所有権によってもち *Omnia Rex imperio possidet, singuli dominio*」¹¹⁾。ボダンは、古代ローマにおける公的な「支配 *imperium, potestas*」と私的な「所有 *dominium, proprietas*」の区別を復活させるのである¹²⁾。ボダンによって主権 *souveraineté* と言ひ換えられるこの公的支配の権力体系こそ国家である。ボダンの国家は、アリストテレス *Aristotelès* 以来の伝統的な、家族など諸団体を含むより高位の包括的共同体ととらえられた国家では最早ない¹³⁾。

さて、このローマ法の *imperium* と *dominium* の関係に照らして、ボダンは主権と所有権の関係を次のようにとらえる。第一に、「主権は国家の絶対的かつ永続的な権力である」¹⁴⁾ としても、主権の役割は公的支配にあり、主権者と雖も自然法に根拠を置く被治者の私的所有権を勝手に侵すことはできない。私有財産の貢献を要請する課税には被治者の同意が必要である。しかし、第二に、各人の安全や財産は国家の安全に内包されるとする。私的所有は公的支配によって保護されて現にあることができる。国家の救済や維持のために必要であれば、被治者はその私有財産を進んで放棄すべきである。ボダンはこれら2つの一見矛盾する説明を、主権者である王は、「個人より国家を、王より個人を優先する」¹⁵⁾ とまとめる。

ルソーは、ボダンの影響を受けて、『エミール』で主権と所有権の関係を次のように説明する。「それ（所有権—筆者註）が個別的・個人的権利に止まる限り、主権にとっては神聖不可侵である。それがすべての市民の共

通のものと考えられるや否や、それは一般意志に従い、この意志はそれを無効にすることができる。こうして主権者は、一人にせよ多数にせよ個人の財産に手を触れるいかなる権利をもたないが、すべての者の財産を没収することは正当になし得る。ちょうどリュクルゴスの時にスパルタで行われたように。これに対し、ソロンによる負債の取り消しは不当な行為であった。」(OC IV, p. 841, 全集7巻327頁)。政治社会に生きる人格がそうであるように、所有権は他者の承認を要する相関的な権利であり、主権者に対する側面と、他の個人に対する側面があるとルソーは考える。主権者は前者に触れ得るとしても、主権者は後者に直接介入することは許されない。国家の維持を図って法律は私人間の契約に優先し一般的に規制もできるが、契約そのものを尊重し保護するものでなくてはならない。

しかし、ルソーは、この引用した文章の直前で、「所有権の上にごそ主権が基づいているのだとすれば、この権利は主権が最も尊重すべきものである」と述べる。そして、彼は、個人の所有から主権の成立を説明しようと社会契約説を採る。これはボダンには見られなかったことである。『エコノミー・ポリティーク論』では、「社会契約の基礎が所有にあること、その第一の条件は、各人が自分に属するものを平和に享受することのできる状態に置かれることにあることを思い出さなければならない」(OC III, pp. 269-70, 全集5巻94頁)と言う。

ロックも所有権擁護の立場から社会契約説を採用している。各人はその所有物 *properties* を保全するために結合して社会を形成し、社会が公に選出し任命した立法部に社会の最高権力を信託するのである。ただし、ロックの場合、先述したように所有権をはじめとする自然権を君主や議会に譲り渡すわけではない。あくまでも各人が本来もつ力や判断を所有物の保全という一定の目的に沿うかぎりだけ信託するだけである。所有権は依然として個人に帰属する。したがって、ロックにとっても、「君主や議会は、た

しかに被治者相互間の所有物の規制のための法をつくる権力をもつことはできるが、しかし被治者自身の同意がなければ、その所有物を全部にしる、一部にしる、勝手に取り上げる権力をけっしてもつことはできない¹⁶⁾。

さて、ルソーの場合、ロックやボダンとも異なり、所有権を自然法に根拠づけることはできなかつた。主権者のつくる実定法こそが所有権を確立する。ルソーにとって、社会契約は、占有を法律の保障する所有権に換える主権を設立するものでなければならない。なおかつ、『社会契約論』で言うように、「この結合形式 *forme d'association* は、それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由なままでいられる」(OC III, p. 360, 全集5巻121頁) ことを要する。そこで、ルソーが提案するのが、自己の一身をその有する一切のものとともに、自己をその一員とする共同体 *communauté* に譲渡することである。共同体自体が「1つの精神的・集会的団体 *un corps moral et collectif*」となり、主権者となるのである。

ルソーの前にボダンを読んで主権理論と社会契約理論との接続を図り、人民から成る共同体に主権を与えた者に、アルトジウス *Johannes Althusius* (1557-1638) がいる。アルトジウスは主著『方法に従って整えられ聖俗の実例に基づいて解き明かされる政治学 *Politica methodice digesta et exemplis sacris et profanis illustrata*』で、ボダンにおける主権と主権者、国家と王個人の区別をとらえ、主権の所在を国王から人民に移す。なお、人民とは都市や州等の諸団体が互いに契約して連合することによって統一体に構成されたものである。国王や上に立つ者に属するのは人民に託された統治という行為を行う権利のみである。アルトジウスにあっては、国王は主権者ではなく為政者ととらえられている¹⁷⁾。

しかし、ルソーは、主権の所在が人民に置かれるだけでは満足しない。主権の行使、具体的には立法権が人民にあり、立法権が人民によって常

に働いていることを求める¹⁸⁾。人民が主権の行使を第三者に委任することは、ルソーにとっては、自らの自由を譲り渡すことに外ならない。『社会契約論』で「自らの自由の放棄は、人間たる資格、人間の諸権利、さらにはその諸義務をさえ放棄することである」(OC Ⅲ, p. 356, 全集5巻116頁), あるいは意志である「主権は代表され得ない」(OC Ⅲ, p. 429, 全集5巻203頁)と言う。

ルソーの社会契約の核心となる「全面譲渡 *aliénation totale*」は、完全な主権の形成を人民にとって可視化し脱神秘化する。また、各人は主権者人民の一員たる市民として共同体の立法に参加するのであるから、依然として自由である。各人は法をつくる市民であると同時に、法に従う被治者となるのである。主権者人民は、すべての者から生じ、自己を含むすべての者に例外なく公平に適用される法律をもって、所有権をその内容と限界を設定し保障する。法律により、社会的不平等は正され、才能や体力の差異が招く自然的不平等は均される。かくして社会契約は、「開始された人為 *art commencé*」つまり富者の提案による国家の設立とそのような国家が固定した悪を償う「完成された人為 *art perfectionné*」となることができるのである¹⁹⁾。課税については、ルソーの場合、市民と被治者が同一の人格に結合しているのであるから、ボダンやロックの求める納税者の同意は、立法手続きの内部に組み入れられていると言える。

ルソーはまた、社会契約論者の観点ばかりでなく、共和主義者としての観点でも個人の所有権の意義を強調する。すなわち、他人を支配せずかつ他人に依存しなくても生きられる程度の土地所有をもつ個人だけが、自らをメンバーとする共和国を我がものとして考える徳 *vertu* をもつことができるのである。なぜなら、国家によって保障される所有権を介して、個人は共同体との間に恒常的で緊密な繋がりを獲得することができるからである。『エコノミー・ポリティーク論』では次のように述べられる。「所有権

は、市民のすべての権利の中で最も神聖なものであり、ある点では自由そのものより重要である。なぜならば、所有権は生活の維持に最も密接に繋がっているからであり、財産は人身よりもっと奪われやすく、守るのに難しく、奪われやすいものほど尊重されなければならないからである。最後に、所有は市民社会の真の基礎であり、市民たちの約束の真の保証人であるからである。それというのも、財産が諸個人を保証しなければ、義務を避けたり法を無視したりすることほど容易なことはないであろう」(OC III, pp. 262-3, 全集 5 巻87頁)。

土地所有に関して言えば、ルソーは、論理的かつ発生史的に次の3つのモメントを見出している²⁰⁾。なお、これらは現在でも重なり合って存在している。

第一に、原初にあって、神が人類に与えたままの特定の誰のものでもない共有のモメント。土地も含めて地上のすべての物は、人類すべての者の使用に開かれている。土地を私のものと主張する者が出現したとしても、その者の実力が対象に及ぶ間でしかそうでない。その主張に何らの正当性もなく、実力以外に保障するものはなく、不確実で不安定である。

第二に、国家がその全領土に対してもつ領有権のモメント。国家の、(対人ではない)「対物所有 *domaine réel*」もしくは「上級の所有 *domaine éminent*」と呼ばれるものである。これは個人の私有や集団による共有や国家の公有に先行する。国家の上級所有権が、国家のもつ裁判管轄権や徴税権の保証となり、対人支配権の条件となる。ただし、土地が国家によって領有されていても、その国家の構成員ではない外国人の目からは、それはまだなお人類の共有地を事実上占有しているに過ぎない。

第三に、国家のもとにあり、国家が設定し保障する個々の所有権のモメント。国家の領土の中では、所有権の主体によって公有地と私有地に分けられる。なお土地私有者が国家以外の特集団の場合は共有地と呼ばれ

る。『エコノミー・ポリティーク論』では、ロムルスがローマの建国にあたって占領した土地を市民各々に割り当てる前にその3分の1を公有地にして、そこでの耕作によって得られた収穫を国家財政にあてたように、公有地の十分な確保は個人に対する課税よりも好ましいとされる（OC III, p. 265, 全集5巻89頁）²¹⁾。

4. 自己の生存に必要な限りでの自己の労働による土地の先占のみが、自然法に背かない正当な土地所有権たり得る

ルソーにとっては、私有財産は、各人が他人に依存せず自己の労働によって生きていけることを保障するものでなくてはならない。所有権は、個人の生活と政治的自由の必要条件となるべきものである。「陰謀もせず、訴訟にも巻き込まれず、他人に依存せずに生きていける、何か正当で確実な手段があるとすれば、それは私も認めるが、自分自身の土地を耕して自分の手の労働で暮らすことだ」（OC IV, p. 835, 全集7巻320頁）と、ジャン・ジャックは青年エミールに語りかける。

さて、『エミール』第2篇では、「所有の観念は、労働による最初の占有者の権利にまで自然に遡る」（OC IV, pp. 332-3, 全集6巻112頁）と言われる。また、『社会契約論』第1篇第9章では、「先占者の権利 *droit de premier occupant* は、最強者の権利より実質的ではあるが、所有権の確立を待たなければ真の権利とはならない」（OC III, p. 365, 全集5巻127頁）と言う。労働による先占は自然ではあるが、そうであっても自然法によって直ちに所有権となるわけではない。主権者は所有権が将来招くかもしれない不平等やさまざまな悪を見通し、それらを回避できるような一部の先占のみを、自然法に背かない所有権の根拠とすべきなのである。ルソーは、同じ章で、土地所有権にまでたどり着くことができる先占としては、誰もそこには住んでいないこと、生活に必要なこと、無益の儀式によらず自分の労働

が投下されていることを挙げる（OC Ⅲ, p. 366, 全集5巻127-8頁）。労働を所有権の根拠とする点ではロックと似ているが、ルソーの場合は、自己（および家族）の生存に必要な限りにおける自己の労働だけが所有権の根拠となり得る。自己の財産を増やすために、自己の支配下にある他人の労働の成果を我がものにするのは、正当な所有権の範囲を越える。

個人の私有は、したがって、次の3つのカテゴリーに分類される²²⁾。

第一に、土地や身体のような本体 *fonds* に対する私有。これは、法律によって、第三者による侵害や政府による恣意的な侵害から守られなければならない。ただし、一般的で公平な法律に基づいて、罪を犯して身体を自由を制限されたり、また他国の侵入にさらされたような緊急時であって徴兵されたり、公共事業のために正当な補償を受けて土地が接収されたりすることを妨げるものではない。そして、ルソーは、法律によって一家の労働に余る相続地があれば、国家は接収することができるとする。『エコノミー・ポリティーク論』では、「一般に私有財産の処分に関する諸個人の権限を規制する法律の設定は主権者のみに属することではあるけれども、政府がその適用にあたって従うべき法律の精神は、家族の財産が、父から子へ、近親から近親へと流れ出て、できるだけ少なく譲渡されることである」（OC Ⅲ, p. 263, 全集5巻87頁）と述べる。こうすれば、世代が重なるにつれて中間層の増大が見込まれるであろう。さらに、国家が、同胞市民を搾取するような資本の形成を阻止する一方で、すべての市民に、自分や家族の生存を労働によって確保できるよう、それほど広くない土地へのアクセスを保障することは重要である。国家は市民の生活に気を配り、公共の必要も満たすべく、「豊かさを個人の手の届くところに保持し、そのことによって豊かさを手に入れるためには労働が常に必要であり、労働がけっして無用でないように」（OC Ⅲ, p. 262, 全集5巻86頁）しなければならない。

第二に、自分と家族の必要を満たすために、自分の労働を自分の土地な

どに投下した限りでの成果に対する私有である。これは絶対不可侵であって、第三者の侵害から守られるだけでなく、これに政府は税などの形であっても手を触れることはできない。『エコノミー・ポリティーク論』では、「たんなる必要物しかもっていない人は、何も支払うには及ばない」(OC Ⅲ, p. 271, 全集5巻95頁)と言う。それ故、ルソーは、貧者にも等しく課せられる人頭税の如き対人税に反対する。

第三に、自分や家族の生存の必要という限度を超え、自分が支配する他者の労働によって得られた成果に対する私有である。これについては為政者が恣意的に没収することは許されていないが、法律によって課税することは許されているばかりか、市民の間の不平等を是正するが故にむしろ推奨される。租税は累進課税により市民の財産のうちの余剰分がどのくらいあるかに比例して徴収されねばならない。とくにルソーが主張するのは、嗜好品や社会的地位を誇示するための奢侈品の購入に対する課税である。『エコノミー・ポリティーク論』では、「貧者の負担を軽くし、富者に負担を負わせるまさにこのような租税(すべての贅沢品に対する課税——筆者註)によってこそ、財産の不平等の継続的な増大や、多数の労働者と無用な召使いの富者への隷属や、都市における有閑者の増加や農村の荒廃を防止しなければならない」(OC Ⅲ, p. 276, 全集5巻101頁)と言う。「政府の最も重要な仕事の1つは、財産の極端な不平等を防ぐことにある。それは、財宝をその所有者から取り上げることによってではなく、財宝を蓄積するあらゆる手段を取り除くことによって行われ、救貧院を建てることによってではなく、市民が貧しくならないように保証することによって行われる」(OC Ⅲ, p. 258, 全集5巻82頁)とも言う。

5. モラリスト、レジスト、レピュブリカン、エガリタリスト、そしてルソー

本論の最初に掲げた設問「不平等や悪をもたらすことのない所有権とはどのようなものか」「所有権に基礎を置きつつ、不平等や悪に陥らない政治社会はどのように実現されるのか」に帰ろう。ここまで来れば明らかのように、第一の設問への答えは「自己の生存に必要な限りにおける自己の労働に基づく先占を根拠とする所有権」であり、第二の設問への答えは「そのような所有権を立てるところの主権を設ける社会契約によって」である。

本論では、ルソーの土地所有権論をとくにロックのそれと比較しながら検討してきた。ロックは所有権を自然権であるとして、所有権によって政治を正当化しようとする。あるいは、政治を自然化する。これに対し、ルソーは所有権を実定的権利であるとして、所有権そのものを脱自然化すなわち政治化する²³⁾。翻って言えば、土地所有権を政治化したことが、ルソーをして、現にある所有権を、他人を支配する手段となり、不平等や諸悪をもたらす原因になったとして批判することを可能としたのである。また、同時に、正義と平和の規則である自然法に違背しない所有権、すなわち社会の中で自らの労働で生存と独立を確保するための条件となるべき所有権をうち立てることを可能とするのである。

ロックは、所有権を労働に根拠づけ、労働の延長あるいは結果として、所有が生じると考える。ルソーはロックに多くを学んでいるのであるが、主権者によって立てられる所有権は、生存に必要な自己の労働に由来するものに限定される。労働が生存という必要を超え、また他者の労働をも含むものとなった途端に、私有財は利潤や蓄積を求めて資本に転化し、他者を支配する手段に変わり、不平等と悪が生まれてくることを、ルソーは警

戒している。ルソーは所有の中心に土地を置き、貨幣の使用や商業の拡大は抑制すべきと考える。土地の価値をロックのように貨幣で測ることもしない。土地よりも貨幣が所有の主な対象となり、生存というよりも利潤を求めて生産が組織されて、巨大な生産力を人類が手に入れた現代にあって、私たちにこのようなルソーの見方はアルカイックでアナクロニックに映る。しかし、今日、かつてないほど不平等は激しくなり、人々の間に支配－隷属関係が張り巡らされてしまっているのではないだろうか。ルソーは、社会契約をしたばかりの人民に対し、自らを立法者 *législateur* になぞらえて、はるか現代の私たちの状況まで見越して所有権のあり得べきオルタナティヴを提言しているように見える。

この上でさらに広く、ルソーの所有権論を、ヨーロッパとくに近世フランス政治思想の流れの中に位置づけるものに、グズィファラの考察がある²⁴⁾。彼は、ルソーが所有に関して、レジストに与してモラリストに反対し、また共和主義者に与してレジストに反対したと言う。グズィファラは、モラリストを広く、文明人を自然人（未開人）によって判断し、社会を自然によって、実定法を自然法によって基礎づけようとし、とりわけ所有権の発生を自然状態に遡らせる者たちととらえている。この意味では、ロックら自然法学者たちも、広義のモラリストに分類されるであろう。これに対して、ボダンをはじめとするレジストは、所有権が主権の下にあって有効となることを強調する。共和主義者たちは、ベクトルを逆向きにして、財産をもつ自律し連帯した市民たちが自分たち全員のものとして国家を構成するととらえる。さらにグズィファラは、市民の集合から財産を持たない者を排除する傾向にある他の共和主義者に対して、ルソーは、すべての者に生存と独立を支える労働と財へのアクセスを保障して有徳な市民を育てることを目指していると指摘する。グズィファラはそのような意味において、ルソーは「所有に関する社会的共和主義的概念 *la conception*

« sociale-républicaine » de la propriété」を提示したと述べる²⁵⁾。ルソーは平等という観点をもつことによって、ロックに代表される「所有的個人主義 possessive individualism」²⁶⁾を克服し、フィレンツェ共和国からイングランドを経てアメリカまで流れる「市民的人文主義 civic humanism」²⁷⁾の伝統を発展させることができたと見るのである。

しかし、むしろルソーはさまざまな顔をもち、彼はモラリストであり、レジストであり、レピュブリカンであり、エガリタリスト（平等主義者）あるいはパルタジュー（財産均分主義者）であり、最終的にそれらを総合し乗り越えていると言った方が正確ではないだろうか。ルソーは、グズィファラの言うようにそれぞれ後の者により前の者を否定するのではなく、それぞれの限界を見定めようとしているのである。社会に生きる人間を理解し判断するためには文明に汚染されない自然状態に遡る必要がある。しかし社会には自然に根拠をもたないものもあるものであり、それは例えば国家であり、主権者によって創設される所有権である。その所有権は個人間に支配-隷属を生ぜず、個人に生存と独立そして国家の有徳な市民であることを保証するものでなくてはならない。国家は所有をそのようなものとして、すべての市民が実質的にも自らの労働を通して手が届く圏内に置く必要がある。こうルソーは考えている。

6. ルソーが拓く所有のもう1つの地平：人は現にあるものをもつばかりでなく、あり得ることをもつ

ベルナルディは、ロックにおいては「もつことへの関心 *intérêt à avoir*」が優位を占めているのに対して、ルソーにおいては「あることへの関心 *intérêt à être*」が優位を占めていると述べる²⁸⁾。「もつ」ことは、主体が客体を認識して我がものとして用いることである。「ある」ことは、人間が神の秩序 *ordre* の中に割り当てられた位置であり、人間に固有で共通な

内的な構造 constitution であり、秩序に引き付けられたり本来の構造から発したりする感情や力である。ベルナルディはこのような観点からロックとルソーを次のように比較する。

ロックの人間観は、「もつ」ことの論理によって貫かれている。人間の自分自身への関係ですら、身体や人格を「もつ」こととして語られる。「すべての人間は自己自身の一身に対する所有権をもっている every man has a “property” in his own “person”²⁹⁾。ロックの「もつことへの関心」は、人間と対象との関係を費用と便益で計り、あらゆることを損得計算に還元させてしまう。ある個別利益は他の個別利益と競合関係に立つが、ときには駆け引きの末に妥協も行われることもあろう。個別利益を追求する個別意志の総和は、ルソーの語法に従えば「全体意志 *volonté de tous*」と言われるものである。

これに対して、ルソーの人間観は、「ある」ことに重きを置く。彼にとって、人の自己自身への関係は、自己愛 *amour de soi* つまり自分の生存への配慮としてとらえられる。自己愛とは、さまざまに変化する相対的な外見 *l'apparaître* とは異なる、自己自身の絶対的な本質 *l'être* との間に成り立つ「あることへの関心」である。同様に、社会契約によって各人が結合して成立する「共同の自我 *moi-commun*」も、自己自身への愛をもち共通の利益を配慮する。主権者と人民の自同性がこれを保証する。このとき主権者人民は、「見せかけの利益 *intérêt apparent*」に欺かれることなく、「十分に理解された利益 *intérêt bien entendu*」を追求する必要がある³⁰⁾。この精神的・集合的自我が共通の利益を目指す意志は、「一般意志 *volonté générale*」と呼ばれる。一般意志は、条件が平等で相互的である市民すべてから生じて、特定の対象ではない一般的な対象を目指す。一般意志は、単に個別意志を数え上げた集計ではない。人が自己の見せかけに惑わされず本来の存在を認めてそれを愛する自己愛と同じく、主権者と人民の安寧

bien-être との正しい関係性のうちに一般意志はあるのである。意志は愛である。主権者である「人民が事情をよく知って討議する」(OC Ⅲ, p. 371, 全集5巻135頁) 過程の中で一般意志は発見されるであろう。社会契約とは、この一般意志の最高の指揮のもとに、契約者たちは「誰もが自分の身体とあらゆる力を共に」するのである。このようにして、ルソーは「あることへの関心」から人間の存在構造から流れ出す愛や力について語ることができ、その愛や力の共通性に基づく一般意志を見出すことができたのである。

ところで、ルソーの「あることへの関心」を強調するベルナルディは看過しているが、ルソーにも「もつことへの関心」はあり、それは彼の思想にとって重要な役割を果たしているのではないだろうか。本論の主題である所有権に関して言えば、所有権それ自体や主権者が所有権を与える根拠となる先占権は勿論、その先占権の基礎となる労働も含めて「もつ」ことの論理に属している。所有とは何より空間の占拠から始まるが、労働もまず空間をもつ必要がある。労働は、人が自然の一部を切り取って我がものとして占有した後に、それに働きかけることで成り立つ。したがって、働きかける土地がすでに他の誰かに占有されていたとすれば、労働の汗は無駄になってしまう可能性が高い³¹⁾。ただしルソーの場合、土地所有権に発展することを許されている労働は、生存の必要を満たすという人間の構造に根ざす「ある」ことの論理の中に包摂されるものだけである。彼にあっては、この点では、「ある」ことの論理が「もつ」ことの論理を囲い込んでいると言える。

さて、労働は空間をもつばかりでなく時間をももつ。所有の対象は空間のほかに時間にも及ぶ。人は現にあるものをもつだけでなく、労働を通してあり得ることをもつ。人間労働は未来の先取りである「形相 forma」をもち、その形相を現実態としてももつことを目指す。アリストテレスの挙

げる例で言えば、建築家は家の形相をもって、手近にある材料を用いて家を建てるのである³²⁾。ルソーはこれを国法 *droit politique* の問題として考える。『社会契約論』冒頭で言うように、ルソーはいつも、「人があるがままに *les hommes tels qu'ils sont*」, 「法をあり得るものとして *les lois telles qu'elles peuvent être*」ととらえ、現にある人間を素材に、あり得べき法をつくろうとする。モンテスキュー Montesquieu (1689-1755) のように各国の実定法を収集し分類するだけでは達成できないことである³³⁾。ルソーは、この点では、「もつ」ことの論理が「ある」ことの論理に優越する。

先述したように、ルソーによれば、人は自尊心の成長とともに本来の自然法は機能しにくくなるが、その代わり理性が徐々に発達し、人間は類としての構造の共通性を理解してそこから自然法を推論できるようになる。ただ善についての知識は遅れてしか人間にやって来ないし、たとえやって来ても繁茂する自尊心がその実現を阻んでしまう。オウィディウス Ovidius が嘆くように、「私はより善いことを知っていて肯んじてもいるが、より悪しきことに従ってしまう *Video meliora proboque, deteriora sequor*」(『変身譚 *Metamorphoses*』Ⅶ, 20)。人は選択の前に立たされる。自尊心とそれに付随する諸々の情念に向かうのか。あるいは、推論された自然法に向かうのか。現に今「あることへの関心」を抱けば、前者であろう。今はまだないが、あるべきはずの法を理性によって認識してそれを現実にもとうと「もつことへの関心」を抱けば、後者であろう。従うべきは情念か理性かの選択は、人間が個人として日々直面する問題であるが、集住するようになり争いが絶えなくなった人間集団の問題でもある。たしかに永遠不変に「ある」自然法であるが、それは自尊心に囚われ憐憫の情を窒息させてしまった人間にとっては何らかの媒介を通して「もつ」ことを目指されるべき理念となる。理性が教示する正義と平和の規則である自然法を実現するために、私たちは社会契約による国家の設立、一般意志の

表明としての法律の制定、法律による条件の相互性の強制を選ぶしかない。『社会契約論』でルソーは次のように述べる。「善であって、秩序にかなったものは、事物の本性によってそうなのであって、人間の約束に従っているためではない。すべての正義は神から由来し、神のみがその源である。しかし、われわれが正義をそのような高所から受け取ることができるのなら、われわれは政府も法律も必要としないであろう。たしかに理性のみから発する普遍的正義というものがある。だが、この正義がわれわれの間で受け入れられるためには、それが相互的でなければならない」(OCⅢ, p. 378, 全集5巻143頁)。

かくして、人間 *homme* が市民 *citoyen* となることによって、憐憫の情は法律に代わり、個人の力は法律を守らせる国家の力に代わり、事実としての占有は権利としての所有に代わり、自然的不平等は社会的平等に代わり、自然的自由は法律が保障する市民的自由に代わる。さらに新たに市民は「道徳的自由 *liberté morale*」を得ることができるとルソーは付け加える。これこそ、「人間を真に自らの主人たらしめる唯一のもの」である。「なぜなら、欲望だけに駆り立てられるのは奴隷状態であり、自ら課した法に従うことが自由だからである」(OCⅢ, p. 365, 全集5巻126頁)。

ルソーの所有権理論の屋上には彼の人間・社会・歴史哲学、さらにその屋上には彼の自然哲学がある。ルソーの自然哲学から人間・社会・歴史哲学へ、そして所有権理論へと下降すれば、上位の「ある」ことの論理が下位の「もつ」ことの論理を限定しつつ、自他互いに活かしつつ、均衡をはかっていることが分かる。彼にとっては、永遠不変にある自然法の下に、人民が自らを配慮する一般意志が置かれ、その一般意志が所有を基礎とする政治社会を指導する。土地所有権は、生存と自立の手段として主権者人民によって設けられる。ルソーの思想には、「ある」ことが「もつ」ことに重なるスタティックな構造がある。

しかし、逆にルソーの所有権理論から人間・社会・歴史哲学へ、そして自然哲学へと上昇していけば、人間には今「ある」ことから今はまだなく将来「あり得る」ことへの指向性、つまり「あり得る」ことを認識し、それを「もつ」意志が見出される。そもそも、他の物が「ある」とは異なり、人間が「ある」とは、あり得ることを「もつ」を含んでいる。ルソー特有の思想のダイナミズムはここに胚胎する。一般意志は共同体にとってはあるものだとしても、個人にとっては市民となって理性が自尊心に由来する情念を統御して努力してもつものである。人民が一般意志に目覚めて自ら法律をつくり従うことは、自然法をその通り知り守ることではない。人民の幸福という共通利益を求める一般意志を、与えられた状況の中で待ちかまえる問題を1つ1つ乗り越えて実現していくための道を自然法は教えてくれない。人民は理性を駆使して、目前の一時的利益に惑わされることなく、隠れた将来の災いを見通して、一般意志を導く判断を求めなければならない。人民は一般意志を見定め、実定法を「もつ」ことを通して、推論される遍く変わることなく「ある」自然法に接近していくことができるのである。ここに所有権は政治化される。そして、禽獣の如く本能を通して自然法の命令に従うのではなく、同意するも抵抗するも可能であることを知る人間として選ぶ自然法への協力の中に、理性とともにある人間の自由が拓かれてくる。

註

欧文テキストの引用は、すでに邦訳がある場合それを参考に筆者の責任で訳した。

ルソーの著作の引用については、本文中に入れ、次のように略記した。

OC: J.-J. Rousseau, *Œuvres complètes*, parues chez Gallimard, dans la

Bibliothèque de la Pléiade, 5 volumes, 1959-95

全集: 『ルソー全集』, 白水社, 全14巻, 1979-84年

- 1) ルソーの所有権論をロックの所有権論と対比させて詳細に検討しているものとして、次の著がある。Blaise Bachofen, *La condition de la liberté — Rousseau, critique de la liberté*, Payot, 2002, surtout chapitre II Le droit naturel proprement dit ou le droit des surnuméraires.
- 2) J. Locke, ed. by P. Laslett, *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, 1960, p. 306, 宮川透訳『統治論』, 中央公論社「世界の名著27」所収, 1968年, 208-9頁。
- 3) *Ibid.*, p. 307, 同210頁。
- 4) *Ibid.*, p. 308, 同211頁。
- 5) *Ibid.*, p. 312, 同215頁。
- 6) *Ibid.*, p. 313, 同216頁。
- 7) エレン・M・ウッドは、『資本の帝国』（中山元訳, 紀伊國屋書店, 2004年）の第4章と第5章で、次のように指摘する。イギリスにおいては、すでに大法官モア Thomas More (1478-1535) が、『ユートピア *Utopia*』で、島の人口が多くなった場合、国家は近接した大陸に植民地 *colonia* を建設することができ、「自ら利用しておらず耕作していない遊休地の一部を、他者が所有することを拒む国には戦争をすることが許される。すべての人間には自然法の下で自らの生存のために必要な場合には、荒蕪地を耕作する権利が認められているからである」(*The Complete Works of St. Thomas More*, Yale University Press, 1965, vol. 4, p. 136) と述べていた。17世紀初めに、イギリスの政治家デイヴィス John Davis は、アイルランド人の幼稚な農業技術で耕している土地がイギリス人の手に渡ればもっと多くの収穫と利益がもたらされアイルランドの土地の価値を大いに引き上げられることを挙げて、イギリス国王がアイルランドを植民地化することは天命にも叶っていると訴えた。無主地のみならず先住民がすでに耕している土地も接収してよいのである。クロムウェルによる征服後にアイルランドの測量と地稅査定を行ったペティ William Petty (1623-87) は、同程度の作物を生産するのに必要な労働量を基に土地評価を行い、さらに進んだ農業技術の移転により地価がどれだけ向上するかを計算した。ロックは、北米植民地カロライナの基本法作成に協力し、また政府の交易植民委員会のメンバーを務め、深く北米植民地行政に関わった。彼は、国家というよりイギリス人個人が自然法に従って、その高い労働生産性をもってアメリカ先住民から土地を接収することが許されていることを論証した。これは翻って、イギリス国内で当時進行していた共有地のエンクロージャーを正当化する論拠にもなり得た。このようにして、「この帝国（イギリス一筆者註）はたんに交換からではな

く、競争条件の下で生産して価値をつくり出すことで利益を得ようとするのである」(同167頁)とウッドは言う。

- 8) この言葉は、『人間不平等論』ではなく『社会契約論』「ジュネーブ草稿」にある。「真ではあるがほんやりとしていて、しばしばわれわれの自尊心によって窒息させられている感情に基礎を置く本来の自然法とは異なる推論された自然法の規則」(OC Ⅲ, p. 329)と言う。パコフェンはこれに註をつけて、ここにおける *le droit naturel* の *droit* は、主観的な権利ではなく客観的な法の意味で使っていると言う (*op.cit.*, p. 113)。
- 9) 一例として、『人間不平等論』では、「それ(不平等のこと—筆者註)は、所有権と法律が成立することによって、ついに安定し正当なものとなる」(OC Ⅲ, p. 193, 全集4巻262頁)。なお、所有の不平等を是正して、社会的平等をつくるのも、法律である。
- 10) 所有権論に関して、ボダンらレジストたちのルソーへの影響を強調する論文としては、Mikhaïl Xifaras, « La destination politique de la propriété chez Jean-Jacques Rousseau », dans *Les Études philosophiques*, 2003/3 (n° 66), surtout II Le domaine réelを見よ。

Fr. オリヴィエー・マルタン著『フランス法制史概説』(塙浩訳, 創文社, 1986年)第2巻によれば、ローマ法に精通したレジストたちはすでに14世紀には、「王は彼の王国における皇帝なり」とする一方、皇帝でさえも譲り渡せないローマ国民領 *domaine du peuple romain* と皇帝の随意になる私領 *domaine privé* の区別を蘇らせて、国王の家産とは区別される「王冠領 *domaine de la couronne*」という概念を作り上げていった。王冠は王のもつ全国土の包括的な上級所有権 *domaine éminent* を象徴する。なお王冠領は王によっても譲渡し得ない。国家は王のものではなく、国家は定められた条件下で王に託されたに過ぎないからである。国家とはローマ人の言う「公のもの *res publica*」つまり「すべての人のもの *chose du tous*」であり、時として *république*、しばしば *chose publique* と訳された。レジストたちによれば、神から委任を受けた王は諸身分・領主領・都市および団体を超越して王国全体の利益を代表する。王は外に対しては王国を防衛し、内にあるは平和を維持し、正しい裁判によって和合に努める役目を担う。王は共通の利益のために一般的法律 *loi générale* を発布でき、王の裁判は至上であり、王の貨幣は全土に流通する。
- 11) Jean Bodin, *Les Six Livres de la République*, Scientia Allen, 1961, liv. 1^{er}, p. 157.
- 12) 勝田有恒他『概説西洋法制史』, ミネルヴァ書房, 2004年, 223頁を参照。

- 13) 佐々木毅『主権・抵抗権・寛容』, 岩波書店, 1973年, 第3章「ボダンにおける国家哲学の基本構造」を参照。
- 14) Bodin, *op.cit.*, p. 122.
- 15) *Ibid.*, p. 158.
- 16) Locke, *op.cit.*, p. 379, 前掲書281頁。
- 17) 『政治学』によれば, 「生きている人間が生命を他の人に与えることは不可能である」ように, 主権は世代が永遠に引き継がれる故に不滅な人民全体に属して譲渡され得ない。国王ないし最高支配者は, 主権の行使者であり, 管理者であり, 監視者である。
- 18) ドウラテは, ルソーが, 主権の源 *origine, source* と行使 *exercice* を分ける自然法学派 *école du droit naturel* の考えに反対したと言う。彼らは主権の源を人民に置いていたが, その行使は統治者に委ねることを許していた。ルソーの新しさは, 主権が常に人民にあり, 人民はその行使を統治者に委ねてはならないと考えたことにある。彼にとって, 「正当な唯一の国家は, 人民自身が主権を行使する国家, すなわち共和国 *l'État républicain*」(Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, J. Vrin, 1974, p. 49) である。
- 19) 『社会契約論』「ジュネーヴ草稿」では, 「できれば, 新しい結社 *association* によって一般的結合の欠陥を正そう。(中略) 開始された人為が自然に加えた悪を, 完成された人為が償うことを示そう」(OC III, p. 288, 全集5巻280頁)。
- 20) Cf. Xifaras, *op.cit.*, p. 334.
- 21) ルソーは『ポーランド統治論 *Considérations sur le gouvernement de Pologne*』「[11] 経済制度 *Système économique*」(OC III, p. 1003 sq., 全集5巻417頁以下) で, 道路や橋の建設などは市民への夫役であることが望ましく, また公共の出費や役人の給与などは金銭であるよりも諸産物であることが望ましいとも言う。
- 22) Cf. Xifaras, *op.cit.*, p. 365.
- 23) バコフェンは前掲書で, ロックが人間労働を媒介に土地所有権を自然化 *naturalisation* したのに対して, ルソーは未開人を例に耕作労働の必要性にまで遡って土地所有権を脱自然化 *dé-naturalisation* したと指摘する。そして, 「土地所有の問いこそ, ルソーにとって政治的問題の核心である。そこから, 人間の命運がとりわけ政治的な命運となり, 人類学的・社会的問いが政治学的問いとなるのである」(*op.cit.*, p. 147) と言う。同様の主旨は, ベルナルディによって端的に次のように語られる。「政治を合法化する代わ

りに、彼は法＝権利を政治化する *au lieu de juridiser le politique, il politise le droit*」(Bruno Bernardi, *La fabrique des concepts — recherches sur l'invention conceptuelle chez Rousseau*, Honoré Champion, 2006, p. 302)。

- 24) Xifaras, *op.cit.*
- 25) *Ibid.*, p. 367. グズィファラは註をつけて、William H. Simon, “Social republican property”, *UCLA Law Review*, 1991, vol. 38を参照するよう求める。
- 26) C. B. マクファーソン、藤野渉他訳、『所有的個人主義の政治理論』、合同出版、1980年。
- 27) J. G. A. ボーコック、田中秀夫他訳、『マキアヴェリアン・モーメント』、名古屋大学出版会、2008年。
- 28) Bernardi, *op.cit.*, p. 300 sq.
- 29) Locke, *op.cit.*, p. 305, 前掲書208頁。
- 30) 『社会契約論』「ジュネーヴ草稿」で、新しい結社の中で学ばれることとして、「見かけの利益よりも十分に理解された利益を选好すること」(OC III, pp. 288-9, 全集5巻280頁)が挙げられる。
- 31) 『エミール』第2篇の挿話を想起したい。少年エミールはある地所を耕し、そら豆の種を蒔き大事に育てる。しかしある日その苗は引き抜かれ、彼は泣き怒る。庭師のロバールが、そこにそら豆より前にマルタ島のメロンの種を蒔いていたことが判明する。耕作の前に土地が誰にも使われていないことを確認する必要を、エミールは身をもって学ぶ (OC IV, p. 330 sq., 全集6巻110頁以下)。
- 32) アリストテレス、出隆訳、『形而上学』(上)、岩波文庫、1959年、第3巻第2章、84頁。
- 33) 『エミール』第5篇で、ルソーは『法の精神 *De l'esprit des lois*』が国法の諸原理を論じていないことに不満を漏らしたあと、「存在するものをよく判断するためには、存在すべきものを知らねばならない *il faut savoir ce qui doit être pour bien juger de ce qui est*」(OC IV, pp. 836-7, 全集7巻321頁)と述べる。さらにルソーは『社会契約論』で、存在する人間からどのようにして存在すべき法をつくるかを考えるのである。